弁護士が教える！
パーソナル指導中のケガは誰の責任？
パーソナルトレーナーのための
法律トラブル対応セミナー

平成30年8月26日

於　キャンパス桃ヶ池町

フェニックス法律事務所

弁護士　山田　尚史

■自己紹介

- 京都府京都市出身
- 平成18年3月　京都大学法学部卒業
  平成20年3月　京都大学法科大学院修了
  平成20年9月　司法試験合格
  平成21年12月～現在　フェニックス法律事務所（大阪市北区）
  大阪弁護士会所属
- 所属：
  ・大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会
  ・日本スポーツ法学会　など
- 公職，役職：
  ・大阪大学大学院高等司法研究科非常勤講師（平成29年度～）
  ・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構仲裁人・調停人候補者（平成29年5月～）
  ・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理解増進事業専門員（平成26年度）
  ・同専門員として，アイルランドのスポーツ仲裁機関Just Sport Irelandにて海外研修（平成27年1月～3月）
- 著書（共著）：
  ・「Q&Aスポーツの法律問題（第4版）」（民事法研究会）
  ・「スポーツ界の不思議20問20答」（かもがわ出版）
  ・「スポーツの法律相談」（青林書院）

https://www.asahi.com/articles/photo/AS20180806003840.html　（元プロボクサー高山勝成選手の代理人）

1　契約とは？

・契約は【　　】でも成立する

・契約書を作るのは【　　】を防ぐため

２　トラブル発生したらどうなる？

初期対応 → 示談交渉 → 裁　判

・有利に交渉，裁判を進めるには

　証拠を【　　】で残すことが重要

ex. ・クレーム時

　　記載内容：【　　】【　　】【　　】等

　　【　　】を取り付けることも重要

　・トレーニング時

　・示談成立時

３　事故の事例

事例１　トレーニング中に，お客様がダンベルを落として怪我をした

POINT

・【　　】を把握してトレーニング内容を設定したか

・お客様に対し【　　】をしたか

３　事故の事例

事例２　施術後にお客様が痛みを訴えている

POINT

・お客様の【　　】をチェックしたか

・【　　】や【　　】で正確な知識を身に付けているか

３　事故の事例

事例3　ジム内での転倒事故

POINT

・危険を察知する

・危険を防止する

・危険を知らせる

ジム運営側に責任があると判断された場合

ex. ・トレーニング中に（トレーナーの過失で）大けがをした。

・怪我の後1ヶ月仕事を休んだ。

・6ヶ月病院に通院して治療を行った。

・事故前と比べて腕を思うように上げることができなくなったが，医者からこれ以上よくならないと言われ，治療は終了。

・治療は終了したが腕は完全に治っておらず，今後も仕事に影響があるかもしれない。

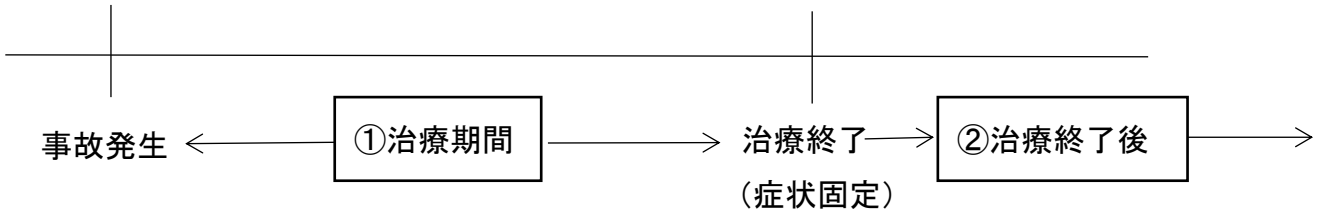

〈請求される可能性のある費目〉

【　　】	【　　】
【　　】	【　　】
【　　】	
【　　】	【　　】

・【　　】には必ず加入する。

３　事故の事例

事故防止のためにできること

・以下の事項等について【　　】の作成

EX.【　　】

【　　】

【　　】

※　ハインリッヒの法則

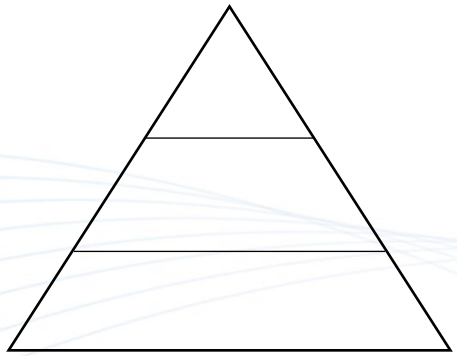

４　免責同意書は有効か？

「当ジム内で発生した事故については

・一切責任を負いません

・当ジムに故意又は過失がある場合を除き一切責任を負いません　」

		ジムの過失	
		軽い	重い又は故意
利用者のケガ	重大でない	①	②
	重大である	③	④

５　金銭トラブルの対応

EX.　・予約をドタキャンされた場合のキャンセル料

　　・期限切れのチケットを提示された

適切に対応するには

【　　】を作成しておくこと

６　広告の表示

(1)「結果に満足できない場合は必ず入会金を返金します！」

（但し会社の承認を得た場合に限ります）

(2)「ビフォーアフター　ー15kg

1ヶ月でこの効果！

お客様の声『リバウンドがありません！』」

６　広告の表示

・違反したらどうなるのか

　　行政の処分

　　課徴金

　　広告の差止め

　　お客さまの契約取消による返金

・まとめ

　・【　　】言葉は用いない

　・お客様に見えるように表示する

※　医療広告ガイドライン

７　個人情報の取扱

平成２９年５月以降

個人事業や小さな会社であっても，個人情報保護法にのっとって個人情報を取り扱う義務がある。

7　個人情報の取扱

個人情報を取得する方法

【　　】をホームページや会員申込書等に表示する

【　　】はできる限り特定する

【　　】は特に取扱に注意する

プライバシーポリシー

作成することは義務ではないが…

７　個人情報の取扱

個人情報の管理

・書類の保管

・離席時のパソコンの画面

・パソコン本体の取扱

個人情報の持ち運び

・データに【　　】をかける

・袋や鞄に入れる

廃棄する場合

・【　　】できないように確実に廃棄する

・廃棄したことの確認

ご清聴ありがとうございました。

弁護士　山田　尚史

〒541－0041

大阪市中央区北浜4丁目7番28号

住友ビルディング2号館1階　フェニックス法律事務所

TEL:06-4706-1550/FAX:06-4706-1560

E-mail:yamada@phx-lo.jp

URL:http://www.phx-lo.jp/